

日本型福祉社会論*

堀 勝 洋

I 序 論

ここ数年、日本の福祉社会や社会福祉の特徴を分析したり、この日本的特質を我が国における福祉社会の建設に生かすことを主張するいわゆる「日本型福祉社会論」が提起され、これをめぐる論議が活発に行われている。

我が国の社会保障論は、古くは「福祉国家論」から、近年の「ライフサイクル論」、「総合的福祉政策論」、「家庭基盤充実論」などさまざまな装いの下に、天下の耳目を集めるタイトルで展開されてきている。

この中で日本型福祉社会論は当初の分析的用語から離れ、政治的キャッチフレーズとして用いられるに至り、それを体制イデオロギーとして反発するアレルギー現象も強まってきている。このような中で従来の論議を振り返り、日本の福祉社会の特質を冷静に分析し、そのメリット、デメリットを公正に評価し、望ましい福祉社会の建設に向けて邁進する努力が必要とされている。そのため本稿においては、従来行われてきた日本型福祉社会の論議を、推進論、分析論および批判論に分けて分析するとともに、これらに対する筆者自身の総合的な評価を行った。

我が国の文化や社会の特異性について論及し、我が国社会福祉の特徴を、家庭福祉、地域福祉、企業福祉にありとする主張は相当以前から存在す

る¹⁾が、これを「日本型」と名付けたのは比較的最近のことである。いわゆる「福祉国家論」に「日本型」を附したのは、1967年に出版された「日本型福祉国家の構想」²⁾にみられるが、福祉国家論に代って登場した「福祉社会論」に「日本型」が附されたのは、わずか6年前の1975年に発行された「生涯設計計画—日本型福祉社会のビジョン」³⁾においてである。これ以後日本型福祉社会に関する論評は数多く現われるに至り、その主なものは本稿の末尾に掲げた。なお、この参考文献は、日本型福祉社会の推進論、分析論、批判論に分けて掲載したが、これは筆者の全くの主観によるものであり、また、1つの論稿で分析と批判を同時に行っているものなど分類にくいものも筆者の主観で一方に分類した。

II 日本型福祉社会推進論の考え方

故大平首相は、かねてからの考えである家庭基盤の充実や田園都市構想などを具体的政策として実現すべく、その前段階として学者、文化人、各省庁の実務家などで構成される9つの政策研究会を、1979年1月以降次々と発足させた。このうちの1つとして家庭基盤充実研究グループが設けられ、その第1回会合において大平首相は、「家庭は、社会の最も大切な中核である。落ち着きと思いやり

* 本稿は、筆者もメンバーとなっている福祉社会研究会（社会福祉事業研究開発基金主催）の昭和56年1月28日の第2回会合における筆者のレポートを基にしている。座長の木村尚三郎東京大学教授を始め、レポートにコメントいただいた方々に、あらためてここで謝意を表したい。

1) 過去のこれらに関する主張は、参考文献⑧が詳しく跡付けてしている。また、例えば、1967年発行の参考文献⑨は「日本では、家族による保障、生命保険会社による保障、企業による退職金その他の保障の三つが主流で、そういう中間機関をもたない人だけが、国家による保障に頼るという行き方である。」と述べている。(p. 295)

2) 参考文献⑨。

3) 参考文献①。

に満ち、充実した家庭こそ、国民の安らぎのオアシスであり、日本社会の基礎構造をつくるものである⁴⁾と発言した。この発言はさらに、「家庭は、社会の最も大切な中核であり、充実した家庭は日本型福祉社会の基礎であります。」「日本人のもつ自主自助の精神、思いやりのある人間関係、相互扶助の仕組みを守りながら、これに適正な公的福祉を組み合わせた公正で活力ある日本型福祉社会の建設に努めたいと思います⁵⁾」(1979年1月の第87回国会における大平内閣総理大臣施政方針演説)という考えに発展し、これが政府、自由民主党の政治路線へと発展していった。すなわち、このような考えを有する大平首相の意向を受け、日本型福祉社会の建設という目標は、政権党である自由民主党および政府の正式の課題となった。自由民主党は1979年8月7日、80年代を展望した新政策を発表し、日本型福祉社会の建設を政治の中心課題に置き、その柱として「環境豊かで活力ある田園都市構想の推進」、「ゆとりとうるおいのある家庭の実現」を掲げた⁶⁾。また、政府は1979年8月10日「新経済社会7ヵ年計画」を閣議決定したが、その「第I部 計画の基本的考え方」中「Ⅲ. 計画期間における経済運営の基本的方向」の3つの柱の1つとして、「新しい日本型福祉社会の実現」を掲げ、次のように述べている。「欧米諸国へキャッチアップした我が国経済社会の今後の方向としては、先進国に範を求め続けるのではなく、このような新しい国家社会を背景として、個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連帯を基礎としつつ、効率のよい政府が適正な公的福祉を重点的に保障するという自由経済社会のもつ創造的活力を原動力とした我が国独自の道を選択的に創出する、いわば日本型ともいえるべき新しい福祉社会の実現を目指すものでなければならない⁷⁾。」

自由民主党はさらに、「日本型福祉社会⁸⁾」と題する研修叢書を発刊し、その普及実現に向けて努力している。

また、大平総理の政策研究会も、家庭基盤充実研究グループは1980年5月29日に、田園都市構想研究グループは同年7月7日に報告をまとめている。

このように日本型福祉社会の実現を目指す主張は、最近では主に政府、自由民主党からなされているため、この日本型福祉社会推進論の要点を、自由民主党の研修叢書「日本型福祉社会」を中心に抜き出してみると、以下のとおりとなっている。

1. 欧米型福祉国家の否定

我が国が過去において模範とし、追いつき追い越すべき目標としてきた欧米福祉国家に対し幻滅を抱くだけでなく、否定すべき対象とみるのが、日本型福祉社会推進論の第1の特徴である。これはいわゆる英国病の原因を社会保障支出を始めとする公的支出の増大によるとし、これが国民経済を非効率的、非生産的にするとともに、国民に高負担を強い、労働者の勤労意欲を減少させているとする。また、スウェーデンの福祉国家は家族のきずなを減少させ、孤独な老後をもたらすとともに、自殺、犯罪、アルコール中毒等を増大させるなど、決して日本の手本とすべきでないと主張する。

2. 自助努力の重視

日本型福祉社会推進論の第2の特徴は自立自助の重視である。日本人の特徴として自発心や自立心の強さを挙げ、これによる活力を期待する。貯蓄率が世界一であることや生命保険の加入率が高いことがその論拠とされ、これらがさらに持続されるべきであるとする。また、労働による収入の確保を年金制度による所得保障よりも重視し、年金も公的年金よりは、個人年金を推奨することで自助努力を強調している⁹⁾。

3. 家庭による福祉の重視

昭和53年版の厚生白書は「健康な老後を考える」というテーマで特集されているが、この中で、老親と子供の同居を我が国における「福祉における含み資産」と積極的に評価している¹⁰⁾。さらに同

4) 参考文献⑦, p. 21.

5) 参考文献②, p. 66.

6) 『週刊社会保障』No. 1036, 1979年8月20日号, p. 8.

7) 参考文献③, p. 10~p. 11.

8) 参考文献②.

9) 参考文献⑦ p. 159「自立自助の精神の現れである個人貯蓄の優遇、勤労者財産形成制度の整備、自主的な個人の任意年金保険制度の育成・充実など、……施策を展開する必要がある。」

10) 厚生省「昭和53年版厚生白書」大蔵省印刷局, 1978年12月, p. 91.

居による三世帯世帯は、別居の場合に比して次のような大きな利点をもっていると主張している¹¹⁾。

「まず、世代間の相互扶助という面からみれば、老親がまだ元気なうち(たとえば50～65歳ぐらい)においては子ども夫婦にとって、出産育児の手伝いや援助を期待でき、さらに就労を希望する主婦にとっては、留守番や子どもの世話の一部をまかせることができる。次に老親がしだいに身体機能が衰える時期(たとえば70歳以上)においては子ども世帯による老親の介護が期待できる。」「さらに相互扶助のみならず、出産、育児、(食事の)調理や介護に関する生活技術の伝承という面もある。これに対して、別居世帯の場合においては子ども世帯の出産、育児、老親の介護という面において著しく家庭機能が低下していることが考えられる。」

家庭はこのような世代間の相互扶助や生活技術の伝承というメリットを有するだけでなく、次代を担う児童を健全に育成する場であるとともに、勤労者のいこいの場であり明日への活力を補給する源であると認識すべきであるとしている。

このように国民の福祉を考える上で家庭による福祉はきわめて重要であり、その家庭による福祉の充実をねらいとした「家庭基盤の充実」という考えが、日本型福祉社会論の中核的な思想となっている。このため上述のとおり、大平総理の政策研究会の1つとして「家庭基盤充実研究グループ」が設けられただけでなく、自由民主党の政務調査会に「家庭基盤の充実に関する特別委員会」が、また政府においても「家庭基盤充実構想推進連絡会議」が設けられ、研究討議が続けられ、そのうちのあるものはすでに新規施策として実施に移されている。

4. 地域社会における相互扶助の重視

我が国における近代化は産業化であり、都市化であった。この結果我が国が得たものは、一方では巨大都市への政治、経済、情報等の中枢管理機能の集中であり、他方では地域社会の連帯意識の崩壊であった。このような状況の中で、それへの反省として構想されたのが、大平総理の政策研究

会のもう1つのテーマである「田園都市国家の構想」である。これは「都市に田園のゆとりを、田園に都市の活力をもたらし、両者の活発で安定した交流を¹²⁾」促すものであり、「潤いのある人間関係を育み、自立自助と相互扶助の精神の調和の中で、固有の文化や伝統を尊重する人間本位のコミュニティ¹³⁾」づくりを目指すものである。

このような地域社会における親密な人間関係に基づく相互扶助やボランティア活動によって国民の福祉を図ろうとするのが、日本型福祉社会推進論の柱の1つとなっている。

5. 企業福祉の重視

企業は一般的に安定した所得をもたらし、社会的役割と地位を保障し、帰属意識による安心感を付与する¹⁴⁾。のみならず我が国においては、退職金や企業年金により老後の所得保障や企業内福利厚生策によるさまざまなベネフィットを勤労者にもたらしめている。さらに最大の日本の特徴は、終身雇用による生活の安定と年功序列賃金によるライフサイクルに合った生活保障がなされていること、さらに企業福祉と公的福祉が分かちがたく結びついている¹⁵⁾という点にあるとされる。後者の例としては、例えば特定の企業単位に設定される健康保険組合が政府に代って健康保険の運営を行い、雇用保険による給付や財形貯蓄制度が企業と密接な関係をもって実施されているなどの例を挙げることができる。

日本型福祉社会の推進論は、このような日本的労使関係や企業内福利等の企業による福祉を、公的福祉にまして重視すべきであるとしている。

6. 民間の活力および市場システムの重視

日本型福祉社会の推進論は、国家による資源配分は人間を堕落させ、資源の非効率的な配分につながりやすいと主張し、したがって、できるだけ公的な介入を避け、企業と競争的市場に任せることが賢明であるとする。これは次のような主張に

12) 参考文献⑧, p. 7.

13) 同上書, p. 152.

14) 参考文献②, p. 177～p. 178.

15) 参考文献⑧は、これを「企業福祉が公的福祉政策によって補強されながら、公的福祉も逆に企業福祉に一部転嫁されるという、公的福祉政策と企業福祉との癒着現象」と表現している(p. 50)。

11) 厚生省「昭和53年版厚生白書」大蔵省印刷局, 1981年12月, p. 58.

あらわれている。

「自由な生活と生活の保障（安心できる暮らし）を両立させるのに有効なシステムは、右に述べたように市場システムである。」「いいかえればできるだけ多くを政府よりは民間（個人、家族、企業など）の手に委ねることを意味する。」「国の重要な仕事は、民間の（市場の）システムが望ましい成長を達成するようなルールをつくり、誘導し、レフリーとしてのゲームの進行をはかることである¹⁶⁾。」

7. 社会保障施策は自助努力や家庭福祉等が機能しない場合の補完

自由民主党の研修叢書「日本型福祉社会」は、正しい「ナショナル・ミニマム」の考え方は、「万人に一律平等にかつ無料で与えられるミニマム」ではなく、「本人の努力にかかわらず不可抗力的な事情で生きるのに必要なミニマムすら確保できなかった場合に国が代って保障するもの¹⁷⁾」でなければならないとしている。

このように日本型福祉社会の推進論は、社会保障施策の役割を自助努力、近隣の相互扶助、家庭福祉などが機能しない場合にはじめて行われるべきであるとし、「小さな政府」、「セレクトビズム」の立場に立っているといえることができる。

III 日本型福祉社会分析論の考え方

我が国の社会や福祉施策を客観的に分析し、その日本の特徴をとらえる試みは近年多くの人々によってなされている。これらの中で、比較的体系的にまとまっているのは以下に掲げる3つの考え方であり、これらの中心的な論点は以下のとおりである。

1. 社会経済国民会議による研究報告

社会経済国民会議は、総合研究開発機構の助成を受けて、「福祉政策の総合的検討——総合的福祉政策の国民的合意を求めて——¹⁸⁾」と題する研究報告をまとめた。この研究を進める際3つのアンケート調査を実施したが、そのうちの1つ「福

祉政策総合化のためのアンケート調査」の中で、「日本社会の特徴、日本人の性格は福祉社会にプラスかマイナスか」という調査を行った。その結果、プラスおよびマイナスと評価されたものは表1のとおりであった。

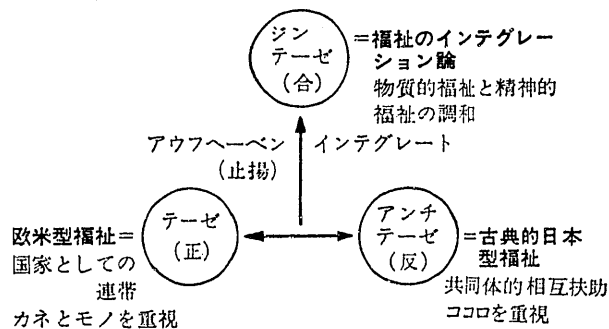
表1 日本型共同社会のプラス面とマイナス面

プ ラ ス 評 価	マ イ ナ ス 評 価
隣近所で互いに助け合う	弱者に対する差別や偏見がある
家族が老後のめんどうをみる	中央志向が強い
企業が従業員の福利厚生に厚い	官尊民卑の風潮がある
和を重視する	他人のプライバシーに対する好奇心が強い
勤勉である	島国根性がある
	すべて金の世の中とわりきる
	甘え（の意識）がある
	市民意識がうすい

資料：参考文献⑩，p. 225.

さらに、このようなプラスとマイナスの2因子だけでなく、この調査は日本型福祉の特徴を、①甘えの因子、②情動性の因子、③共同体因子、④プライバシー欠如の因子、⑤イエ（家）意識の5因子でも説明している¹⁹⁾。

最後に、この報告での福祉のインテグレーション論を図1のように示し、次のように述べている。「日本型福祉の独自性の中心を日本型コミュニティにおける物質的福祉と精神的福祉のインテグレーションに見出す。……カネとモノという物質的経済的福祉の基礎的部分を福祉政策によって、国家としての連帯を達成しようとする欧米型福祉をテーゼとするならば、ココロを重視し、共同体



資料：参考文献⑩，p. 233.

図1 福祉のインテグレーション論の関係

16) 参考文献②，p. 97.

17) 参考文献②，p. 70.

18) 参考文献⑩.

19) 参考文献⑩，p. 225～p. 229.

的相互扶助を重視する古典的な日本型福祉はアンチテーゼであり、両者をインテグレートしたインテグレーションはまさしくジンテーゼというべきであろう²⁰⁾。」

2. 馬場理論

社会保障研究所の前所長、馬場啓之助氏は、「福祉社会の日本的形態²¹⁾」やその他の論稿の中で、業績主義を原理とする産業社会から連帯主義を原理とする福祉社会に移行する際、我が国においては特殊な条件があったとしている。

それは、第1に我が国は都市的生活形態の整備や二重構造の緩和といった近代化の問題を抱えている段階で、高齢化社会の到来の警告を聞いて、福祉社会への移行の課題に直面した²²⁾ことである。第2に我が国の高齢者の生活形態が、欧米諸国にみられない特徴的な条件があるとし、高齢者の労働力率の高さと親族同居の高さを挙げている²³⁾。このことから、日本的福祉社会の特徴を終身雇用慣行と年功序列賃金を核とする日本の労使慣行と親族同居にありとし、福祉社会の移行に当たって、この条件を織り込んで組織化しなければならないとする²⁴⁾。

さらにもう1つの馬場理論の特徴は、その中間(部分的)集団主義論である。これは、我が国の近代化は産業化であり西欧化であるにもかかわらず、非西欧的要素を残留させており、その要素が中間集団主義であるとするものである。この中間集団主義とは、日本の社会構成において、集団の内部に向かっては強い帰属意識をもって集団主義的にふるまい、集団の外部に対しては集団の業績をあげようとして個人主義的に行動して、いわば集団主義と個人主義の混合したような態度をとるという主張である²⁵⁾。

3. 伊部理論

厚生年金基金連合の前理事長伊部英男氏は、「福

祉国家の展望²⁶⁾」その他の論稿において、日本のソーシャル・ポリシーの特徴を、①ハード・アプローチ、②国家責任論、③ノン・エーブル・ボディが対象であるとするユニークな理論を展開し、英米諸国の①ソフト・アプローチ、②自己責任論、③エーブル・ボディ対象と対比させて論じている。ここでハード・アプローチというのは、個人や家庭や地域社会などの生活条件や生活の質を改善するうえでの有益な条件をつくったり、社会の仕組みに干渉したり、悪化させている条件を除去することなどの外的な条件づくりなり社会環境へ干渉することをいい、ソフト・アプローチというのは、個人そのものに働きかけ、外的な条件の影響を緩和し、あるいは適応させたり、制度の運営に正しく参加できるようにすることを指している²⁷⁾。

ソーシャル・ポリシーの第2の日本的形態として氏が取り上げているのは国家責任論であり、それは最低限度の生活にまで達しない人の最低生活の保障は国の責任であるとする考えである²⁸⁾。これはアメリカの社会福祉がセルフ・ヘルプを助けることが基本であり、いわば自己責任論が中心であるのと対照をなしていると主張する。

次に日本のソーシャル・ポリシーの第3の特徴として氏が取り上げたのは、日本の社会福祉の対象者が主として非壮健者(non-able-bodied)であるということである。アメリカやイギリスのソーシャル・ワークの最大の関心は壮健者(able-bodied)のマル・アジャストメントが中心であるのに、日本のエーブル・ボディは勤労意欲もきわめて高く、節儉の習慣をもっており、したがって、日本の社会福祉はこれらの人々を対象とする必要はなかった²⁹⁾とするものである。

IV 日本型福祉社会批判論の考え方

「社会福祉の日本的展開」や「福祉社会の日本的形態」を理論的に分析する段階にとどまってい

20) 参考文献⑩, p. 233.

21) 参考文献⑩.

22) 参考文献⑩, p. 7.

23) 同上書, p. 13~p. 18.

24) 参考文献⑩の「第5章 福祉社会の日本的形態」p. 106~p. 135 参照。

25) 参考文献⑩の「第6章 福祉社会移行の日本的条件」p. 136~p. 157 参照。

26) 参考文献⑩.

27) 参考文献⑩, p. 24.

28) 参考文献⑩, p. 80.

29) 参考文献⑩, p. 82.

るうちは、これらの主張に対する批判は必ずしも多くはなかったが、政府または自由民主党により日本型福祉社会の推進や建設がうたわれ出すや厳しい批判が相次いでなされるようになった。これは様々な立場から、またさまざまな観点からなされているが、その主な論点をまとめてみると次のように要約できる。

1. 公的責任の曖昧化に対する警戒

日本型福祉社会論に対する批判の第1は、国または公共団体が福祉施策遂行の責任を免れようとして、自己責任を強調し、家庭や近隣、企業に福祉を肩代りさせようとしているのではないかとの危惧である³⁰⁾。これが「行政課題の民間企業への下請化³¹⁾」とか「救貧法的惰民思想プラス保守的公共経済学の結合³²⁾」という批判となってあらわれている。

また、社会保障施策は自助や家庭福祉等が機能しない場合の補完であるべきだとの日本型福祉社会推進論の考え方に反発し、福祉施策は自助、家庭福祉等の補完でなく、本来権利として国民が有するものであるとし、次のように主張している。すなわち、「たとえ日本型福祉論にあっても、中心はどこまでも社会保険に置かれて、少しでもゆるぐことがあってはならないであろう。家庭福祉・家族福祉や企業福祉は、社会保障福祉とりわけ社会保険福祉の“副(そえ)”としてあるべき³³⁾」とされる。

2. 福祉財源の削減に対する警戒

日本型福祉社会論に対する批判の第2は、いわゆる福祉見直し論から発した福祉切捨てへの危惧であり、その論点の中心は、福祉財源への切り込みに対する警戒である。これは「福祉拡大政策への縮小を意図³⁴⁾」や「日本的低水準の合理化³⁵⁾」という表現でもって言い表わされている。

3. 日本社会優越論に墮することに対する警戒

我が国においては、古くから西洋文化と東洋文

化との対比や優劣、あるいは日本人、日本社会、日本文化の特殊性についての論議が数多くなされており、特に最近是我が国経済の好調を反映し、その原因を説明するものとしての日本論が盛んに行われている。日本型福祉社会論はこのような背景の下に生まれたものとして、これが復古的、情緒的な日本人(日本社会、日本文化)優越論に墮してはならないとするのが、批判論の第3の論点である。例えば慶応義塾大学教授の庭田教授は、「日本古来の醇風美俗の復古・強化といった精神主義に走」ることを戒め、「もう一度かつての日本精神を蘇らせる式のものであってはならない³⁶⁾」とする。また、戦前・戦中の孤立した日本型への先祖返り、退廃ナショナリズムとの結合、戦時厚生事業への復帰であってはならないという批判³⁷⁾や家庭基盤充実施策を民族の文化や伝統を重視する日本イデオロギーの純化・継承の場づくりと批判³⁸⁾する主張もなされている。

4. 自助努力重視批判

日本型福祉社会論が主張する自助努力の強調は、国民に過重な負担をかけるための口実に使われている³⁹⁾とするのがここでの批判のポイントである。この自立自助の強調が受益者負担の強化の理由とされたり、保険、金融、住宅資本の営利基盤の拡大のためのものだとする批判⁴⁰⁾もある。また自助努力のあらわれとされる個人貯蓄が我が国がきわめて高いのは、社会保障など公共サービスの立ち遅れの結果だという批判⁴¹⁾もなされている。

いずれにしても、結論としては自助を強調する余り、社会保障の基盤をなす連帯主義を忘れてはならないと主張している。

5. 家庭福祉重視批判

ここでの批判のポイントは、例えば寝たきり老人の介護についていえば、現在の核家族にはその機能もないし、また住宅のスペースもないとする家庭の実態からみた批判^{42), 43)}である。さらにこれ

30) 参考文献②, p. 9~p. 10, ②, p. 31.

31) 参考文献②, p. 35.

32) 参考文献③, p. 73.

33) 参考文献②, p. 41.

34) 参考文献③, p. 17.

35) 参考文献③, p. 31.

36) 参考文献②, p. 40.

37) 参考文献②, p. 46~p. 47.

38) 参考文献②, p. 83~p. 85.

39) 参考文献②, p. 9.

40) 参考文献②, p. 39~p. 42.

41) 参考文献③, p. 73.

42) 参考文献②, p. 18.

表 2 費用負担に関する世論調査結果

調査年月	調査名	調査内容	高福祉高負担型	非高福祉高負担型		一概に言えない およびわからない
				現状維持型	低福祉低負担型	
昭和48年 8月	社会保障	年金と掛金	42%		14%	31%, 13%
昭和52年 3月	社会福祉	社会福祉と税金	22%	36%		35%, 7%
昭和52年11月	社会保障の費用負担	社会保障水準と費用負担	17%	29%	22%	22%, 10%
		年金水準と保険料	25%	27%	17%	31%
昭和54年 9月	家庭基盤充実	社会保障と税金・保険料	25%	59%		16%
昭和55年 1月	社会福祉	社会福祉と税金	23.9%	39.6%		30.3%, 10.6%
昭和55年 5月	高齢化問題調査 (厚生省の今回調査)	社会保障水準と税金・保険料	26.8%	25.8%	17.7%	2.7%
		医療費と税金・保険料	8.0%	83.1%	7.9%	
		年金水準と負担	17.4%	57.5%	22.9%	2.1%

資料：総理府広報室の世論調査より作成。

が女性の職場進出の妨げになるというマイナスの評価や、親と子が住んでこそ親子の絆が最高に深まるという錯覚を取り除く必要があり、親の老後や寝たきり老人の問題はもはや個々の家庭の問題ではないとする主張⁴⁴⁾にもつながってくる。

さらに、家庭基盤の充実とは軍拡と総合安保のコストに耐えうる家庭の造成をねらいとするというように、軍国主義的傾向と結びつけた批判⁴⁵⁾もなされている。

6. 企業福祉重視批判

企業による福利厚生事業は、第1に労務管理と一体化するおそれがあり⁴⁶⁾、第2に公平平等であるべき福祉に、例えば健康保険組合の保険料率や附加給付のように企業間格差が反映し、不平等の要素が持ち込まれ⁴⁷⁾、第3に終身雇用慣行、年功序列賃金、企業年金等企業内福利厚生施策は大企業だけだ⁴⁸⁾という批判がなされている。

7. その他

以上のほか、日本型福祉社会論の実施に必要な財政的措置、自助努力の全体像、地域社会のあり方等具体策が明らかでなく、日本型福祉論が自助

・相互扶助の精神等“こころ”の問題に触れながら、教育に関しビジョンも具体策もないとする批判⁴⁹⁾もなされている。

V 日本型福祉社会論の分析・評価

以上にみたように、日本型福祉社会の特徴を学問的に分析する流れとは別に、この日本の特色を生かした福祉社会づくりを目指す政治的主張とこれを批判する主張がある。ここでは、このような議論が生まれるに至った背景とその思想的系譜をたどり、かつ政府の施策としてどのような形で実現されているかをさぐってみることにしたい。最後に、この日本型福祉社会論に対する筆者自身の評価を試みてみたい。

1. 背景

(1) 我が国社会保障水準の向上

日本型福祉社会論が提唱されるに至った背景の1つは、我が国の社会保障水準が西欧先進諸国の水準に追いつくに至ったことが挙げられる。

我が国の社会保障の体系は、昭和46年に成立した児童手当法でもって一応の整備がなされるとともに、昭和48年のいわゆる福祉元年において、5万円年金の達成、スライド条項の設置、健康保険給付率のアップ、高額療養費制度の制定および老人医療費支給制度の開始など、質的にみても一応の水準が達成された。

このように我が国は従来西欧の福祉国家を到達

43) 参考文献②, p. 16~p. 17「老齢・心身の障害等によるハンディキャップをもつ人びとのケアを家族の紐帯のなかでおこなうことにこそ日本型福祉の特色であるとして社会福祉への出資を怠り、日本古来の伝統的な美風であるとする『醇風美俗論』にいささかでもつながることがあれば、それは福祉の否定以外何ものでもない。」

44) 参考文献②, p. 19.

45) 参考文献②, p. 82.

46) 参考文献②, p. 41.

47) 同上書, p. 41.

48) 参考文献②, p. 74.

49) 参考文献②, p. 41.

すべきモデルとして社会保障体系の整備を図ってきたが、この目標が一応達成されたとすれば、我が国が独自で自分の道を歩まざるをえなくなるのは当然のことである。しかもこの時西欧の福祉国家が必ずしも理想的なモデルではないという報告が相次いでなされるようになった^{50), 51), 52), 53)}。すなわち、一方で老人達の孤独な生活、高い自殺率、アルコール中毒等が現象面でみられ、他方で税金や保険料の高負担とこれによる労働意欲の喪失、経済成長率の鈍化がその例として挙げられている。

以上のように、我が国社会保障体系の整備と西欧型福祉国家への幻滅、反省という2つの要素が日本独自の福祉社会のあり方を求める方向へと導いたことは疑いを入れないところである。

(2) 高齢者社会における負担増大への危機

現在の我が国の人口構成は急速に高齢化しつつあり、21世紀には西欧諸国のどの国よりも高い老年人口指数を有するに至るとする、いわゆる高齢化社会論がいわば花盛りの状態にある。またこの高齢化の進行と同時併行的に年金制度の成熟化が進むことも事実である。したがって、高齢者社会における老人に対する年金、医療、福祉サービス等の費用が膨大になるという議論や推計がなされ、その対応策の検討もそれぞれの分野でなされてきた⁵⁴⁾。しかしながら、現行の社会保障制度をそのままの形で維持し、現在の水準に変更を加えないとすれば、高齢化の程度が最高に達した段階における国民の負担はきわめて莫大なものになると考えられる。現在国民は決して高福祉高負担に賛意

を表しておらず(表2参照)⁵⁵⁾、このような費用負担増大に国民的合意が得られるか必ずしも保証の限りではない。とすれば政策担当者が考えるのは、自助努力を強調することにより負担の増大への覚悟を国民に迫るか、家庭や地域、企業により公的福祉の肩代りを迫るという形で高齢化社会における費用負担の増大に対処せざるをえない。このような教育的効果をねらいとするのが、自助、家庭福祉、企業福祉等をその思想の中核とする日本型福祉社会論であり、その意味で高齢化の進展はこの論議の背景の1つといえるのである。

(3) 財政危機による福祉見直し

昭和48年に発生した第1次オイルショックに端を発する我が国経済の変調は、その後の通貨情勢ともあいまって、従来のような高度経済成長を不可能ならしめるに至った。このような経済停滞による我が国財政収入の赤字を補い、かつ景気刺激を目的として昭和50年度から特例公債が大量に発行されるようになり、昭和55年度予算においては国の財政の公債依存度は33.5%にまで達するに至った⁵⁶⁾。このような財政危機を背景として、スライド条項などにより増え続ける社会保障費の合理化を目的とする福祉見直し論が財政当局を中心に提唱されるようになった。これは社会保障制度が充実したことにより重複支給や福祉制度の過剰利用等の矛盾が露呈したという面もあるが、ユニバーサルな給付はニードがない者にも給付を行うものでありムダであるとし、セレクトティブな給付を行えという福祉哲学の相違に基づくものもある。例えば老人医療費支給制度は老人の甘え、墮落により病院を老人のサロンと化し、医療費のムダが生じているという主張が前者の例であり、児童手当はその必要のない高額所得層にも給付されるバラマキ福祉の典型として槍だまにあげられるのが、後者の例である。このような福祉見直し論が、社会保障を自助努力や家庭福祉等が機能しない場合の補完的措置と考える日本型福祉社会論の論理的基

50) 八木あき子「二十世紀の迷信 理想国家・スイス」『諸君!』1979年8月号。

51) 水野肇「スウェーデン、病める経済大国」『経済政策』1977年10月号。

52) 水野肇「虚ろな福祉大国」『ボイス』1979年1月号。

53) 飯野靖四「福祉で病むスウェーデン」『季刊現代経済』WINTER' 80, No. 41, 1980年。

54) 年金の分野では、年金制度基本構想懇談会の中間意見(昭和52年12月)および最終意見「わが国年金制度の改革の方向(昭和54年4月)」など。

医療保障の分野では、老人保健医療問題懇談会の報告「今後の老人保健医療対策のあり方について」(昭和52年10月)など。

福祉サービスの分野では、中央社会福祉審議会の意見「今後の老人ホームのあり方について」(昭和52年11月)など。

55) 拙稿「これからの社会保障を考える」『厚生』1980年12月号, p. 25.

56) 大蔵省主計局編「歳出百科」大蔵省印刷局, 1980年7月, p. 23.

盤をなしていることは疑いのないところである⁵⁷⁾。

(4) 底流としての日本論の興隆

近年外国人によるもの^{58), 59), 60)}を含め、日本人、日本社会、日本文化の特殊性を取り上げて論ずる出版物が数多く出されるようになった。このような日本論の隆盛の背景には、第1次、第2次の石油危機にかかわらず、我が国経済が諸外国と比して好調に推移していることがある。経済成長率は昭和40年代と比して比べものにならないくらいの低成長ではあるが、諸外国と比べると比較的高い率を維持している。また輸出も自動車を始め、諸外国と貿易摩擦を起しているくらい好調を保っている。通貨もこれを反映して強含みであり、国内物価上昇率も二桁を超している外国と比べると比較的低いというふうに、まさに我が国経済は先進国の中の優等生、模範生といわれるまでになっている。この我が国経済の好調を探るものとして日本経済論、日本型経営論が続出するに至り、さらにさかのぼって、日本人論、日本文化論が華やかに繰り広げられていると考えられる。

このような情勢を背景として、福祉の分野においても日本の社会保障の特質を探り、この特質を生かした福祉施策づくりとしての日本型福祉社会論が論議されるに至ったものと考えられる。

2. 思想的系譜

日本型福祉社会論という1つの主張が生まれるに至った社会的経済的背景は上に述べたとおりであるが、この論に直接、間接に影響を及ぼし、その思想的構成要素となって取り込まれているものを探るのがここでの課題である。これを図示したのが図2である。もちろん日本型福祉社会論に流れ込んだこれらの思想は、このように並列的に並べられるものでなく、相互に影響を及ぼしあっ

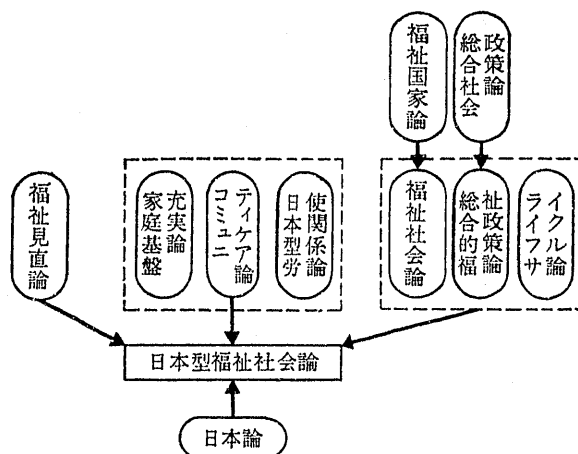


図2 日本型福祉社会論の思想的系譜

おり、かつまた日本型福祉社会論と直接的な思想系列を示すものでもない。この意味でこの図は日本型福祉社会論の思想的な栄養素となったものを簡単に表示したという意味以上のものではない。

まず、この図にある日本論（日本人論、日本社会論、日本文化論）が日本型福祉社会論の底流をなしていることおよび福祉見直し論が日本型福祉社会論の論理的基盤をなしているということは、上述の「1. 背景」のところで説明したとおりであり、再論は避けたい。

次に、日本型福祉社会論の思想的コアとなっており、その三位一体とも称される家庭福祉、地域福祉および企業福祉は、それぞれ図に示した家庭基盤充実論、コミュニティケア論、日本型労使関係論にその源流をもっていると考えられる。家庭基盤充実論はいうまでもなく、故大平首相の提唱にかかるものであり、政府、自由民主党においてその研究、討議が最も多くなされたものである。しかしながら、老親の同居率の高さを始めとする我が国家の福祉面での重要性の指摘は、家庭基盤充実論をまつまでもなく、従来から繰り返し指摘されてきた。この家庭基盤充実論の今日において有する意味は、次の項でも明らかにすると、ファミリーポリシーという明確な目的意識をもった具体的政策提言とその実施にあったということが出来る。

次に、コミュニティケア論は、狭義の社会福祉の分野において、従来政策の重点とされた施設偏重への反省として生まれたものである。すなわち、福祉サービスの対象者である老人や心身障害者等

57) 参考文献⑧は「日本型福祉社会構想は、明らかに、ばらまき福祉等に表象された福祉拡大政策の縮小を意図し、かつその転換施策として発想されたと目され得る。」(p. 17)としている。

58) Edwin O. Reischauer, *The Japanese*, Charles, E. Tuttle Co. Publishers, 1977.

59) Herman Kahn, *The Japanese Challenge*, Charles, E. Tuttle Co. Publishers, 1978.

60) Ezra, F. Vogel, *Japan as No. 1*, Charles, E. Tuttle Co. Publishers, 1979.

が、その生まれ育った地域社会の中において生活できるように、家庭、近隣の人々、ボランティア、地方公共団体等が支えていこうとする論議である。これは単にインスティテューショナル・ケアからの脱皮というだけでなく、地域社会の中に福祉施設の役割をも汲み込んで機能させようという画期的な思想的変革であった。このようなコミュニティケア論が、近隣による相互扶助やボランティアの活動に期待する日本型福祉社会論の柱の1つとなっていることは疑いを入れない。

次に、日本型福祉社会論は企業福祉を重視するが、我が国の労使関係が終身雇用慣行、年功序列賃金体系、企業内労働組合など他の国にみられないユニークなものがあり、これを指摘しそれを生かした労使関係づくりを目指す日本型労使関係論や日本型経営論と共通の思想的基盤を有していると考えられる。

次に、日本型福祉社会論に大きな影響を与えたのは福祉社会論であり、これは日本型福祉社会論として言葉としても取り込まれている。戦後、いわゆる福祉国家論がそれこそ雨後の筍のようにあふれ出たが、1960年代の半ばから1970年代にかけて、これに代って福祉社会論が台頭するに至った。福祉社会論はさまざまな立場からさまざまな考えを基に主張されているが、その1つのとらえ方は福祉国家との対比において主張されるものである。これは福祉国家がいわば国家による最低生活の保障を目的とし、その意味でミニマムの保障に限定されるとともに、国家だけが福祉の担い手とされるため一定の限界を有すると主張し、したがって、家庭や地域社会における隣人やボランティアなどによる総合的な福祉を図る福祉社会づくりが必要であるとするものである。この意味で福祉社会論は日本型福祉社会論と同じような主張を行い、これを日本の特徴であると主張しないだけであるといえよう。このほか馬場啓之助氏の福祉社会論は、産業社会との対比における福祉社会の特質、なかなか産業社会から福祉社会への移行に当たっての日本の条件を抽出し、日本型福祉社会論の理論的支柱の1つとなったことは、本稿のⅢの2.の「馬場理論」のところで説明したとおりである。

次に総合社会政策論は、OECDによって初めて用いられた用語であるが、我が国においては、「家族、コミュニティ、階層と社会移動など社会学でいう『関係的資源』および余暇、価値観、意識、文化などの『文化的資源』を含む広い意味でのトータルな社会システムを対象とする政策である⁶¹⁾」とされる。また、「総合福祉政策」は、「社会政策や社会保障政策のほか、雇用政策、環境政策、住宅政策、教育・文化政策、家庭やコミュニティに対する政策をも包含する、まさに総合的で且つ包括的な政策である⁶²⁾」とされる。すなわち、従来縦割り行政といわれるように、行政主体ごとに政策目的や政策手段が異なる各種制度が乱立し、このような政策や制度の整合性の欠如のために、給付の不公正や効率性を欠く状態が生じているのを是正するために福祉政策の総合化が求められ、それを追求するものとして総合的福祉政策論が提唱されるに至った。この意味で国による社会保障にとどまらず、家庭、地域社会、企業などによる福祉を含めた日本型福祉社会論は、福祉政策の一種の総合化を目指すものであり、総合的な福祉政策論とその基本的考えを同じくするものといえる⁶³⁾。

次にライフサイクル論は、国民の一生を通じ、生きがいを追いかけて安心して生活ができる社会的仕組みを、国民経済の裏付けをもって実現する中期ないし長期計画であるとされる⁶⁴⁾。この論の代表的な考えを示した村上泰亮氏ほかによる「生涯設計計画」は、①誰でも、どこでも、いつからでも学べる教育制度、②誰でも努力すれば家を持てる制度、③誰でもナショナル・ミニマムを保障される社会保障制度、④誰でも安心して老後を送れる社会の4つを柱としている。しかもこの論の基調をなしているのは自助努力への強い期待であり、日本社会の日本人のライフサイクルに応じた福祉社会の建設である。これはその副題「日

61) 参考文献⑩, p. 18~p. 19.

62) 参考文献⑪, p. 7.

63) 日本型福祉社会論と総合福祉政策論との関係を論じたものは参考文献⑫。特に、その「福祉社会論と総合福祉政策」p. 47~p. 49参照。

64) 参考文献⑬, p. 43.

本型福祉社会のビジョン」をみてもその有する。図が明瞭に読みとれる。この意味で日本型福祉社会論は、その内容のみならず用語自体もこのライフサイクル論に負っているといえることができる。

このようにしてみると、日本型福祉社会論はそれ以前に提唱された多様な考えに相当程度思想的淵源を有するものであり、決して突如としてかつ全く新しいものとして生まれたものということとはできない。

3. 具体的施策

日本型福祉社会論は、政府与党がその政治的キャッチフレーズとして取り上げたため、単なる学問的な考えやスローガンにとどまらず、実際に制度として実施に移された政策が少なからずある。ここでは主として家庭基盤充実関係の施策で実現した代表的なものを取り上げてみたい。

(1) 同居する老親等に係る税制上の扶養控除の特例

従来、老人を扶養する者の物心両面にわたる負担を軽減するための制度として老人扶養控除制度（現在所得税35万円、住民税23万円）の制度があったが、老親との同居を促進するため、昭和54年度から所得税において5万円の特別控除が租税特別措置法で認められた。老人扶養控除は同居してなくても扶養していると認められれば控除が認められるのに対し、この特別控除は直系尊属等が同居してなければ控除が認められない。この意味で老親と子供との同居を促進させることをねらいとする施策といえる。地方税においても昭和55年度からこの「同居する老親等に係る扶養控除の特例」制度が設けられ、3万円の控除が認められるようになった。

(2) 老人ホームにおける費用徴収の強化

老人ホームの入所に要する費用については従来も老人またはその扶養義務者から徴収していたが、名目的なものにとどまっていた。しかし、年金制度が充実し、老人の費用負担能力が高まるとともに、入所老人に施設から一方的に保護されているという意識を捨てさせ、自主性を高めることを目的として、老人の負担を強化する措置が昭和55年度からとられた。これは、日本型福祉社会論のい

う自助努力の強化という目標にまさに合致するものである。

また、従来扶養義務者は、入所老人が費用を納めることができない場合にのみ費用徴収されていたが、今回の改訂により老人が入所費用の一部を負担してもその全部を負担しきれない場合は負担すべきであるというように改訂された。これは、日本型福祉社会論の主張する家庭による福祉を強化する例と考えられる。

(3) 親子二世代にわたる承継償還ローンの新設
住宅政策における老親との同居を容易ならしめるための施策としては、従来から次のようなものが実施されていた。

- ①公団住宅における同居可能な大型住宅建設と老人同居世帯に対する募集上の優遇措置
- ②公営住宅における老人居室付公営住宅および老人と子供夫婦が住めるペア住宅の建設
- ③年金積立金還元融資による老人居室整備資金の貸付
- ④世帯更生資金による寝たきり老人の居室整備資金の貸付
- ⑤年金福祉事業団による老人同居の場合の割増貸付
- ⑥住宅金融公庫による老人同居の場合の割増貸付

以上のような老人同居世帯に対する住宅政策上の優遇措置に加え、昭和55年度から親子二世代にわたる長期の承継償還制度が導入された。また住宅金融公庫による融資については、従来の老人同居割増貸付に加え、昭和55年度から生計を分離して同居するいわゆる「二世帯住宅」についても割増貸付が設けられるようになった。

(4) 在宅福祉施策の充実強化

老人や心身障害者が、地域社会において家庭や近隣の援助を受けながら生活できるように、従来から家庭奉仕員派遣事業、日常生活用具給付事業等の施策が実施されている。近年コミュニティケア論に触発され、行政施策としての在宅福祉施策が目ざましく充実されているが、その代表的なものを挙げると次のとおりである。

昭和53年度に新設された寝たきり老人短期保護

事業は、寝たきり老人を介護している家族が疾病等特別の事情により介護することが困難となった場合に、老人を一時的に特別養護老人ホームで世話をする制度である。

次に、昭和54年度から実施されたデイ・サービス事業は、在宅の虚弱老人等に対し、通所で施設において入浴、食事、各種相談等のサービスを総合的に供与する制度である。

さらに、昭和55年度に新設された心身障害児(者)地域療育事業は、心身障害(児)者施設の備えている専門的な療育機能を在宅障害児(者)のために活用し、施設を地域社会にオープンすることを目的とするものである。

以上のような在宅福祉施策の強化は、日本型福祉社会論の一つの柱である地域による福祉を体化したものといえる。

(5) 民法改正

昭和55年度の民法改正により相続に際して寄与分制度が設けられ、昭和56年1月1日から施行された。民法の「第五編 相続」中に第904条の2が新設され、「被相続人の療育看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした者」は、通常の相続分に加えてその寄与分を相続できるものとされた。この規定は、老親と同居し、その身の回りの世話をする者に特別の相続分を認めたものであり、日本型福祉社会論が主張する家庭による福祉を促進する意味を有するものである。

(6) その他

このほか、自由民主党政務調査会の家庭基盤の充実に関する特別委員会(委員長:早川崇)は、昭和54年6月12日「家庭基盤の充実に関する対策要綱⁶⁵⁾」をまとめ、昭和55年度予算編成にのぞみ、その結果予算に反映されたものを「昭和55年度家庭基盤の充実に関する重点施策」としてまとめているので、これを参照されたい。

なお、「家庭の日」を国民の祝日とする案は、世論の反対にあって実現されなかった。

4. 評価

最後に、日本型福祉社会論がどのような意義役

割を有し、どのような評価を与えられるべきか私見を述べると次のとおりである。

(1) 日本型福祉社会論は、当初は日本の福祉社会の特徴を分析し、あるべき姿を描く経済哲学的、分析的な用語として用いられたが、体制側のイデオロギーを表わすキャッチフレーズとして、装いを新たに登場したといえる。政治(政治家、政党)は、議会制民主主義下にあっては国民の支持を得るため、現在および未来にわたる我が国の望ましい経済社会像を描く必要があるが、日本型福祉社会論はこの意味で日本国民の心情に深く訴える政治的シンボルとして用いられたといえよう。また政治的スローガンは国民の統合を図る手段としても用いられるが、この面でも日本型福祉社会論は、国民が一致協力して築くべき未来像を示すものとして国民統合の手段として用いられたというべきである。

この反面日本型福祉社会論は、体制側のイデオロギーとなったが故に、反体制側の反発もまた激しいものとならざるをえなかった。昭和54年から55年にかけて批判論が続出したのはこのためである。

(2) 日本型福祉社会論は、すべての思想がその経済社会の過去や現在の状況の中から、それを反映するものとして生まれてくるように、我が国の経済社会の動きに対応するものとして生まれてきた。すなわち、我が国は、産業化、近代化が進むにつれ、地域共同体型の社会から都市型の社会に移行した。これに応じて従来の大家族が核家族に、ムラの共同体が崩壊し都市的アノミー状態に変わり、集団主義から個人主義へと人間の行動や意識が変革した。日本型福祉社会論は、これらの変化に対するリアクションとして、過去的生活様式や行動様式の有するメリットを再評価し、それを生かしながら新しい状況に応ずる社会の建設を目指そうとするものであると考えられる。

(3) 産業技術の近代化は、ある意味で普遍的であり世界共通のものをもっているといえるが、社会保障はその国民によって立つ社会の生活習慣や行動様式を前提にする必要があることはいうまでもない。したがって、日本型福祉社会論が我が国

65) 参考文献④。

の特質を生かした福祉社会づくりを目指すのは、そのことだけでは十分理解することができる。

(4) しかしながら、日本型福祉社会論が主張する自助、相互扶助、家庭福祉、地域福祉等は必ずしも、日本社会の特質といえるものではなく、西欧諸国にもあてはまるものである。個人主義の発達した西欧諸国は、自助努力という面はむしろ国家責任論の強い我が国よりも発達しているといえる。また、地域社会における福祉、相互扶助も、むしろ西欧諸国の方が都市的アノミー現象の強い我が国よりも実際に行われているという感が強い。家庭福祉については、老親との同居率こそ日本は高いが、別居の場合の老親との交流は欧米の方がひんぱんだという統計もある(表3～表6参照)。企業による福利事業は確かに我が国の方が西欧諸国よりも手厚くなされていると考えられるが、西

表3 別居老人が子と最後に会った時期
(子の家までの所要時間別)

	(60歳以上)				
	総数	10分未満	10～29分	30～59分	1時間以上
総数	100%	100%	100%	100%	100%
今日または昨日	28.9	74.1	28.2	20.3	4.7
2日以上～7日	19.9	13.9	41.1	25.9	10.9
8日以上～1ヵ月未満	31.3	11.5	27.0	36.3	44.2
1ヵ月以上～1年未満	15.9	—	3.1	15.4	31.9
1年以上会っていない	3.8	0.5	0.6	2.1	8.3
不詳	0.2	—	—	—	—

資料：厚生省社会局「昭和53年老人実態調査」。

(注) 設問は「何日前に子に会ったか」。

表4 諸外国の子と別居している高齢者の
親子の交流状況

	(65歳以上)		
	デンマーク	イギリス	アメリカ
今日または昨日	53%	47%	52%
2日以上～7日	27	30	26
8日以上～30日	12	13	9
31日以上～1年	6	7	10
366日以上	2	3	3
計	100	100	100

資料：国際社会福祉協議会日本国委員会「1972年版工業化三国の老人福祉」。

(注) 設問は「何日前に子と会ったか」。

表5 諸外国の子と別居しているひとり暮らし
老人等の親子の交流状況 (65歳以上)

	デンマーク		イギリス		アメリカ	
	単独世帯	夫婦の世帯	単独世帯	夫婦の世帯	単独世帯	夫婦の世帯
総数	100%	100%	100%	100%	100%	100%
昨日または今日	58	53	53	47	53	53
2日以上～7日	27	27	27	30	26	26
8日以上～30日	8	14	9	13	10	9
31日以上～1年	5	5	7	7	8	9
366日以上	2	1	4	1	3	3

資料：国際社会福祉協議会日本国委員会「1972年版工業化三国の老人福祉」。

(注) 設問は「何日前に子と会ったか」。

表6 子と別居しているひとり暮らし老人等の
親子の交流状況

	(65歳以上)		
	総数	単独世帯	夫婦のみの世帯
総数	100.0%	100.0%	100.0%
昨日または今日	31.1	22.2	33.6
2日以上～7日	21.3	16.9	23.7
8日以上～1ヵ月未満	29.5	41.5	25.3
1ヵ月以上～1年未満	14.1	14.9	13.8
1年以上会っていない	3.2	4.5	3.3
不詳	0.8	—	0.2

資料：厚生省社会局「昭和48年老人実態調査」。

(注) 設問は「何日前に子に会ったか」。

欧諸国においても企業年金を初めとしさまざまな企業内福利施策が講じられている。

したがって、日本型福祉社会論が主張し、目指すべき対象としての福祉社会を果たして「日本型」といえるか疑問の点がないわけではない。むしろ西欧諸国においても福祉国家から福祉社会へという思想の流れがあると考えられ、日本型福祉社会論は福祉社会論の一変型というべきではなかろう。

(5) 次に、日本型福祉社会論が強調する日本的特質を日本的な遅れとみるか、日本社会の利点とみるかは、その特質が個々の人間にとってプラスに働いているかマイナスに働いているか個別にみる必要があるのではなかろうか。例えば老親との同居にしても、さまざまなメリットがある反面、嫁姑の争いがある場合は決して福祉が確保されているとはいいがたい。むしろ精神面で福祉が阻害されているといえ、さらには家庭の崩壊にまで至

った例は無数に報じられている。

(6) したがって、結論としては、例えば老親との同居について、住宅施策や所得保障施策の充実等により同居、非同居の選択ができるようにするなど、日本型か西欧型か福祉社会の住民に選択ができるような施策を講じていくのが最適であると考えられる。

(ほり かつひろ・社会保障研究所主任研究員)

参考文献

I 日本型福祉社会推進論

- ① 村上泰亮、蠟山昌一ほか「生涯設計計画——日本型福祉社会のビジョン——」日本経済新聞社、1975年9月。
- ② 自由民主党研修叢書8「日本型福祉社会」1979年8月。
- ③ 経済企画庁編「新経済社会7ヵ年計画」大蔵省印刷局、1979年5月。

家庭基盤充実関係

- ④ 自由民主党政務調査会家庭基盤の充実に関する特別委員会「家庭基盤の充実に関する対策要綱」1979年6月。
- ⑤ 家庭基盤充実構想推進連絡会議「家庭基盤充実のための基本的施策のとりまとめ」1980年2月。
- ⑥ 経済企画庁国民生活局編「日本の家庭——わが国の家庭の現状と今後の課題——」大蔵省印刷局、1980年3月。
- ⑦ 大平総理の政策研究会家庭基盤充実研究グループ「家庭基盤の充実」大蔵省印刷局、1980年8月。
- ⑧ 大平総理の政策研究会田園都市構想研究グループ「田園都市国家の構想」大蔵省印刷局、1980年8月。

II 日本型福祉社会分析論

- ⑨ 西川俊作「日本型福祉社会を考える」『経済セミナー』1975年12月号。
- ⑩ 社会保障研究所編「社会福祉の日本的展開」全国社会福祉協議会、1978年6月。
- ⑪ 社会経済国民会議「福祉政策の総合的検討」1978年9月。特に第Ⅱ部「第7章日本型福祉とは何か」参照。
- ⑫ 伊部英男「福祉国家の展望」川島書店、1978年11月。
- ⑬ 稲上毅「日本型社会福祉と80年代の展望」『月刊福祉』1980年1月号。
- ⑭ 馬場啓之助「福祉社会の日本的形態」東洋経済新報社、1980年3月。
- ⑮ 黒川昭登「ソーシャルワークにおける日本人の価値観とパーソナリティ」『社会福祉研究』No. 26、1980年4月。
- ⑯ 深谷昌弘「『大きな政府』と日本型社会保障のビジョン」『金融財政事情』1980年5月5日号。特に「日本型福祉社会への道」参照。
- ⑰ 日本経済新聞「活力ある日本型福祉社会への道」

1980年7月22日朝刊。

- ⑱ 西村略通「福祉社会論と総合福祉政策の展開——80年代戦略としての『日本型福祉社会構想』」『月刊労働問題』1980年8月号。
- ⑲ 小川喜一「社会保障論の回顧と展望」『健康保険』1980年12月号。特に「二、『日本型福祉社会』構想をめぐって」参照。
- ⑳ 穴戸寿男「総合社会政策と社会指標」『季刊社会保障研究』Vol. 16, No. 3, 1981年1月。特に「IV. 日本的福祉社会のための指標」参照。

III 日本型福祉社会批判論

- ㉑ 松尾均「日本型福祉社会づくり構想批判」『福祉労働』第3号、1979年。
- ㉒ 二宮厚美「『日本型福祉社会』構想の危険な中味」『経済』1979年1月号。
- ㉓ 仲村優一「『社会福祉の日本的展開』その模索と課題」『緒言』『社会福祉研究』No. 26、1980年4月。
- ㉔ 吉田久一「日本社会福祉と文化史的課題」同上書。
- ㉕ 真田是「日本における資本主義の構造的特質と国民生活への響影」同上書。特に、「Ⅲ. 日本社会福祉とは何か」参照。
- ㉖ 真田是「『日本型福祉社会』と家庭基盤」日本婦人団体連合会編『婦人白書』1980年6月。
- ㉗ 真田是「日本型福祉社会と障害(児)者福祉の課題」『賃金と社会保障』No. 800、1980年8月。
- ㉘ 仲村優一「80年代社会福祉の課題」『週刊社会保障』1980年8月25日号。特に「四. 日本型福祉社会論のもつ意味」参照。
- ㉙ 庭田範秋「日本型福祉と社会保障」『週刊社会保障』1980年9月29日号。
- ㉚ 平田マキ「老人医療と日本型福祉社会構想」『週刊社会保障』1980年10月27日号。
- ㉛ 大谷強「現代社会保障論」新評論、1980年10月。特に第7章「三. 日本型福祉社会の『国家と個人』思想」参照。
- ㉜ 小沢修司「福祉切り捨ての論理と再編の方向」『経済』1980年11月号。特に「三. 『日本型福祉社会』への再編による営利保障と家庭基盤」参照。
- ㉝ 京極高宣「『日本型福祉社会論』を批判する」『経済』1980年12月号。
- ㉞ 森田俊男「財界・政府の家庭政策への批判」同上書。

IV その他

- ㉟ 坂本二郎「日本型福祉国家の構想」ぺりかん社、1967年12月。
- ㊱ 江見康一、加藤寛、木下和夫共編「福祉社会日本の条件」中央経済社、1974年6月。
- ㊲ 総合社会政策基本問題研究会「総合社会政策を求めて——福祉社会の論理——」大蔵省印刷局、1977年8月。
- ㊳ 丸尾直美「福祉国家は破産するか」日経新書、1978年6月。
- ㊴ 伊部英男「いわゆる英国病と福祉国家」『社会福祉研究』No. 27、1980年10月。